

令和2年度第3次補正予算

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金

既存観光拠点再生・高付加価値化推進事業

「災害時避難者受入施設支援事業（第2期）」【計画公募要領】

(募集期間) *申請手続の詳細は、P. 6以降をよくご確認ください。

公募開始 : 令和3年 10月20日 (水)

受付締切 : 令和3年 11月12日 (金) [締切日必着]

※ ただし、予算の上限に達し次第、前倒しで公募終了となります。

◇申請書類は、特設Webサイトの申請フォームよりご提出ください。やむを得ない理由により申請フォームからの提出が困難な場合には、事前に事務局までご相談ください。

(本事業のお問い合わせ先)

◇既存観光拠点再生・高付加価値化推進事業 事務局

TEL : 03-6633-3839

◇問い合わせの対応時間は、9:30~18:00 (日祝日及び年末年始を除く) となります。本公募要領及び以下の特設Webサイト掲載情報 (随時更新します) をご覧いただいたうえで、ご不明な点があればお問い合わせください。

(特設WebサイトURL) <https://kizonkanko.net/6/>

令和3年10月

既存観光拠点再生・高付加価値化推進事業 事務局

【目 次】

I. 本事業の目的と内容	3
1. 本事業の目的.....	3
2. 本事業の流れ.....	3
II. 公募要件及び計画審査.....	4
1. 公募要件（基本的事項）	4
2. 計画審査.....	6
3. 公募手続き	6
III. 補助対象事業の実施	9
1. 交付申請.....	9
2. 補助対象事業及び補助金額等.....	9
IV. その他、重要説明事項（申請及び採択後の注意事項等）	11

I. 本事業の目的と内容

1. 本事業の目的

既存観光拠点再生・高付加価値化推進事業「災害時避難者受入施設支援事業」（以下、「本事業」という。）は、地方公共団体もしくは組合等との間で災害協定を締結している宿泊施設に対し、非常時に宿泊施設が避難先として近隣住民等の受け入れを行えるよう、客室トイレや浴室、出入口や共用廊下等のバリアフリー化等を支援し、災害対策環境の整備の加速化と底上げを図ることを目的とします。

2. 本事業の流れ

本事業の大まかな流れは以下のとおりです。

なお、本公募は、宿泊施設の災害対策環境を整備する事業の計画を採択するための公募になります。補助金交付の申請ではございませんのでご注意ください。

(1) 「Ⅱ. 1. 公募要件」で規定する事業者が、宿泊施設の災害対策環境を整備する事業の計画（以下、「計画」という。）を策定し、公募期間内に既存観光拠点再生・高付加価値化推進事業事務局（以下、「事務局」という。）に提出します。事務局は、「Ⅱ. 2. 計画審査」に掲げる審査項目を満たしていることを確認できたものについて、下記優先順位に従い、先着順に採択します（下記②以降の種類の申請については、公募期間終了後、①の類型を優先的に採択した上で、残予算の範囲内で先着順に採択します）。

- ① 「観光施設における心のバリアフリー認定制度」（※）を取得している又は取得見込みであり、既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業（令和2年度3次補正予算事業）において、施設の改修に係る補助を受けていない、もしくは受ける予定がないこと。
- ② 「観光施設における心のバリアフリー認定制度」を取得している又は取得見込みであり、既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業（令和2年度3次補正予算事業）において、施設の改修に係る補助を受けていること。
- ③ 「観光施設における心のバリアフリー認定制度」を取得していない又は取得見込みがなく、既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業（令和2年度3次補正予算事業）において、施設の改修に係る補助を受けていない、もしくは受ける予定がないこと。

- ④ 「観光施設における心のバリアフリー認定制度」を取得していない又は取得見込みがなく、既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業（令和2年度3次補正予算事業）において、施設の改修に係る補助を受けていること。

※参考：「観光施設における心のバリアフリー制度」

https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/sangyou/innovation_00001.html

- (2) 採択された事業者（以下、「採択事業者」という。）は、計画や補助対象事業の内容をより具体化したうえで、交付申請書を事務局に提出します。事務局は、必要な調整を行い、交付決定を行います。
- (3) 交付決定を受けた採択事業者（以下、「補助対象事業者」という。）は、補助対象事業を開始し、実施期限（令和4年2月28日）までに代金の支払い等を含め補助事業を完了させます。
- (4) 事務局は、必要に応じて、補助金の執行状況を把握するため中間検査（確定検査前に書類の整合性等確認する検査）や実地検査（備品の確認や工事状況の確認等を行う検査）を行います。
- (5) 補助対象事業完了後、補助対象事業者は、完了実績報告書を事務局に提出します。事務局は、提出された完了実績報告書に基づいて確定検査（交付された補助金と補助対象事業者より提出された証憑類の整合性確認や補助金使用用途についての疑義確認等を含む）を行い、補助金の額を確定し、各補助対象事業者に通知します。その後、補助対象事業者が、確定された補助金の額に基づいて請求書を発行し、事務局が補助対象事業者に対して補助金を交付します。

II. 公募要件及び計画審査

1. 公募要件（基本的事項）

本公募において、計画を申請できる者は、以下の要件をすべて満たす事業者です。

- 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた宿泊事業者（ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むものを除く）であること。

- 地方公共団体もしくは組合等と締結した「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」に該当する協力宿泊施設を所有していること。
- 災害等発生時に率先して被災者を受け入れる意思を有していること。また、採択された場合に、国土交通大臣が別に定める財産処分制限期間を経過するまでの間、避難者・帰宅困難者等が生じる災害が発生した際に、観光庁又は地方運輸局等の求めに応じて受入の可否・受入可能人数を報告し、満室である場合や営業の継続が困難である場合など正当な理由がある場合を除いて、受入可能である旨、観光庁又は地方運輸局等から地方自治体に対して情報提供することに同意すること（計画の提出をもってこれに同意したものとみなします）。
- 以下に定める反社会的勢力の排除に関する制約に同意すること（計画の提出をもってこれに同意したものとみなします）。

【反社会的勢力排除に関する誓約】

1. 当方は、自ら（主要な出資者、役員、及びそれに準ずる者を含む）が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下、「暴力団員等」という）でないこと、並びに、過去5年間もそうでなかったこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ暴力団員等を利用しないことを誓約する。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 当方は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを誓約する。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他①から④に準ずる行為

2. 計画審査

本公募では、提出いただいた書類を踏まえ、以下の項目を満たしているかについて形式的に審査を実施します。

【評価項目】

- (1) 地方公共団体と協定を締結した宿泊施設を所有しており、災害等発生時に率先して被災者を受け入れる意思を有していること。
- (2) 当該施設が災害時に避難先として迅速な対応を行えるよう、改修、補強、整備等の計画を十分に検討していること。

- (3) より多くの被災者の受入に資するよう、事業費2,000万円以上の補助事業を予定していること。

3. 公募手続き

申請者は、必要な書類を全て揃え、電子申請により提出してください。公募開始及び締切、書類の提出先等の手続きに係る事項は、以下のとおりです。

(1) 公募開始及び締切

公募開始：令和3年10月20日（水）

公募締切：令和3年11月12日（金）17：00

(2) 申請ページ（特設webサイト内）

URL： <https://kizonkanko.net/6/>

※やむを得ず申請フォームによる提出が困難な場合は、事務局までご相談ください。

申請フォームによる提出が困難な場合の連絡先 既存観光拠点再生・高付加価値化推進事業 事務局 TEL：03-6633-3839
--

(3) 申請フォーム入力項目

申請フォームの指定項目はすべて入力いただきます。操作方法については、特設webサイトに掲載している「電子申請マニュアル」をご確認ください。入力事項は以下のとおりです。

A：申請者情報

法人番号、事業者名、事業者所在地、代表者名、担当者名、電話番号、メールアドレス等

B：宿泊施設情報

災害協定締結の協力宿泊施設の有無確認、宿泊施設名、宿泊施設所在地、客室総数、施設延べ床面積、旅館業法上の許可に係る番号等

C：補助事業情報

補助事業開始・完了予定日、計画地域（エリア）、補助金申請合計額、補助事業種別（種別ごとの補助金申請額も含める）等

(4) 提出資料

申請書類をWebサイトよりダウンロードし、必要事項を記入のうえ、申請フォームから提出いただきます。記入事項は以下のとおりです。

A：様式第1計画書

＜現状の災害対策環境の整備における課題＞

現状の災害対策環境の整備状況及びその課題・問題点を記載してください。

＜具体的な整備内容＞

実施する補助対象事業の具体的な整備計画の内容を記載してください。

＜整備する場所＞

建物内の整備対象となる場所（廊下、通路、階段等）を記載してください。

＜整備する客室/場所数、単位＞

整備対象となる客室等の室数やトイレ等の場所数、または購入する自家発電装置等の個数を記載してください。

B-①：災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書

宿泊施設が地方公共団体もしくは組合等と締結した「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」（以下、「協定」という。）の協定書を提出してください。なお、加盟・所属する組合・協議会等が地方公共団体と協定締結している場合は、B-②の組合・協議会等の会員・構成員であることを証明する資料を併せて提出してください。

B-②：組合・協議会等の会員・構成員であることを証明する資料

組合・協議会等が地方公共団体と協定を締結している場合は、その組合・協議会等の会員・構成員であることを証明する組合員リスト、名簿等を提出してください。

※申請者が単独で地方自治体と締結している場合は、提出不要です。

B-③：「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の認定通知書（任意）

宿泊施設が「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の認定を受けている場合は、その認定通知書を提出してください。なお、申請時点では未取得だが令和4年2月末までに取得する予定の場合は、令和4年2月末までに取得する旨を宣誓する資料（様式第2）を提出してください。

C：旅館業法上の営業許可書

宿泊施設ごとの旅館業法上の営業許可書の写しを提出してください。

D：客室総数を証明する資料

宿泊施設の宿泊可能な客室の総数を証明できる資料を提出してください。

(証明書類例)

- ・旅館業法上の営業許可証（客室総数が記載されている場合）
- ・営業許可証に客室総数の記載がない場合は、保健所等に提出した「構造・設備の概要書」の写し又は保健所の証明等

E：宿泊施設の延べ床面積を証明する資料

延べ床面積の根拠となる図面、もしくはその他証明できる証明資料を提出してください。

F：その他、計画補足資料

宿泊施設の概要や現在の状態がわかる資料（パンフレットや写真データ等）や、様式1を補足する資料があれば、必要に応じて提出することが可能です。

G：補助対象経費額の根拠書類

計画申請時点での補助対象経費額の根拠となる見積書（2社以上）等があれば、提出してください。

なお、必要に応じて事務局より追加資料の提出および説明を求めることがあります。

Ⅲ. 補助対象事業の実施

1. 交付申請

採択事業者は、補助対象事業の交付申請を行います。交付申請の手続きについては、採択後、事務局より別途ご案内します。

(1) 採択結果通知の時期
申請受付次第、順次

(2) 交付申請の時期
採択通知後から順次

2. 補助対象事業及び補助金額等

(1) 対象となる事業

採択された計画に基づいて実施する事業のうち、補助対象となる事業は以下のとおりです。

- ① 高付加価値化・災害対策環境の整備の双方に資する施設改修
 - 客室における改修（客室出入口、トイレ、浴室、洗面所 等）
 - 共用部における改修等（敷地内通路、階段、廊下、屋内通路 等）
 - ※ 例えばゆったりとした客室・共用部の整備によるバリアフリー化・高付加価値化改修の両立などが補助対象となります。
 - ※ 全体計画の中に、客単価の上昇等の高付加価値化に資する工事が含まれる必要があります。
- ② 消防用設備及び災害対策環境の整備に伴う設備の購入等
 - 消防用設備の補強等（スプリンクラー設備等の耐震補強等）
 - 自家発電装置等の購入等

(2) 補助金額等

補 助 率：1／2

補助金の額：補助対象経費に補助率を乗じて得られた金額
(千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

補助上限額：1申請あたり2,000万円

※ただし、補助金申請額は最低1,000万円とします。

※②の補助上限額は600万円、申請金額の3割が上限となります。

(3) 補助対象外となる経費

- ・故障、老朽化等に対応するための修理修繕、代替更新のみに要する経費、可搬性のある設備の購入や設置に要する経費については、災害対策環境の整備に関連するもの以外は補助対象となりません。
- ・施設内（建物）に講じる改修が補助対象となり、敷地内の駐車場や街灯などは補助対象となりません。
- ・補助対象事業で整備する設備・機器は新品に限ります。中古品は、中古市場において価格設定の適正性が明確ではないため補助対象となりません。
- ・本補助金は、宿泊施設の災害対策に資する施設整備を目的としていますので、備蓄品（飲料水、食料品、救急用品、衣類、毛布等）や家庭用発電機等は補助対象となりません。

【補助対象とならない経費の具体例】

- ・新築及び増築、改築工事に係る経費
- ・法令又は条例等において義務化されている設備等の導入に係る工事費(災害対策環境に資するものは補助対象)
- ・補助対象事業者の経常的な経費（人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等）
- ・建築基準法等に定められた法定検査費用等
- ・故障等に備えるための予備の機器及び部品の購入費用
- ・国が助成する他の制度（補助金等）と重複する事業
- ・親睦会に係る経費
- ・振込手数料
- ・すでに整備されている機器等の新調や更新費用(災害対策環境に資するものは補助対象)
- ・中古品機器の購入・設置費用（新品機器のみ補助対象）
- ・消耗品
- ・機器のリース・レンタル費用
- ・その他事業と無関係と思われる経費

IV. その他、重要説明事項（申請及び採択後の注意事項等）

1. 本事業の趣旨をご理解いただき、ご申請ください。

本事業は、事業者が宿泊施設の災害対策環境を整備する計画を作成した上で行う施設改修等の取組を支援するものです。審査があり不採択になる場合があります（給付金ではありません）。

2. 本事業は、補助金適正化法に基づき実施されます。

本事業は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）」に基づき実施されます。補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。

申請書の内容に虚偽がある場合（公募要件を満たさないことが明らかな場合を含む）や、法令に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則のほか、認定取消、交付決定取消や交付済み補助金の全額返還等の処分を受ける可能性があります。

申請書類の作成・提出に際しては、事実と異なる記載内容での申請とならないよう、十分にご確認ください。

3. 「補助金交付決定通知」の受領後でない補助対象事業に着手できません。

審査の結果、採択が決定されると、事務局から補助対象事業者に対し、「採択通知書」が送付されます。その後交付申請を行っていただき、事務局で精査した後「補助金交付決定通知書」を送付します。補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、原則、「補助金交付決定通知」受領後から可能となります。また、支出行為は銀行振込方式が原則です（小切手・手形による支払は不可）。

補助金交付決定通知の受領前に発注・契約・支出行為を行っていた事業は、計画が採択された場合であっても補助対象外となってしまうことにご注意ください。

4. 補助対象事業の内容等を変更する際には事前の承認が必要です。

補助対象事業は、採択・交付決定を受けた内容で実施いただくものですが、補助対象事業を実施する中で、補助対象事業の内容または経費の配分の変更を希望する場合（軽微な変更を除く）には、補助対象事業の交付の目的に沿った範囲内で、契約・発注前に、所定の「変更申請書」を提出し、その承認を受けなければなりません。（内容によっては、変更が認められない可能性があります。）

5. つなぎ融資（電子記録債権）の利用

補助対象事業を実施するための資金を調達する際に、つなぎ融資（電子記録債権）が必要な場合には、補助金対応の電子記録債権を利用することができます。電子記録債権とは、補助金の交付決定を受けた事業者が、交付決定された補助金を電子記録債権として登録し、つなぎ融資を依頼する金融機関へ融資のための担保としてこの債権の譲渡を可能とする新たな仕組みのことを指します。

なお、つなぎ融資のご利用を希望される方は、お近くの金融機関等へご確認ください。

6. 定められた期日までに完了実績報告書の提出がないと、補助金は受け取れません。

補助対象事業の完了後、補助対象事業で取り組んだ内容を報告する完了実績報告書および支出内容のわかる関係書類等を、定められた期日までに提出しなければなりません。

定められた期日までに完了実績報告書の提出が確認できなかった場合には、補助金交付決定を受けていても、補助金を受け取れなくなりますので、必ず期日を守ってください。詳しくは、採択後に送付する手引きをご確認ください。

7. 実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があります。

完了実績報告書等の確認時に、支出内容に補助対象外経費が含まれていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出させていただきます。

また、収益納付に該当する事業を実施した場合、減額して補助金が支払われることがあります。

8. 所定の取得財産等の目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限があります。

単価 50 万円 (税抜き) 以上の機械装置等の購入や店舗改装による不動産の効用増加等このほか告示 (平成 22 年国土交通省告示第 5 0 5 号) により定められたものについては、「処分制限財産」に該当し、補助対象事業が完了し、補助金の支払いを受けた後であっても、一定の期間において処分 (補助対象事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等) が制限されます。

処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず事務局に承認申請を行い、承認を受ける必要があります。事務局は、財産処分を承認した補助対象事業者に対し、当該承認に際し、残存処分制限期間等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、補助金交付取消・返還命令の対象となります。

9. 補助対象事業関係書類は事業終了後 5 年間保存しなければなりません。

補助対象事業者は、補助対象事業に関係する帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後 5 年間 (=令和 9 年 3 月 31 日まで)、事務局や会計検査院からの求めがあった際にいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

この期間に、会計検査院による実地検査等が実施される可能性もありますが、補助金を受けた者の義務として応じなければなりません。また、検査等の結果、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

10. 国が助成する他の制度と重複する事業は補助対象となりません。

国が助成する他の制度 (補助金、委託費等) と重複する内容の事業は補助対象となりません。ただし、同一の工事以外で、計画に合致する事業は補助対象になります。

11. 補助対象経費における消費税の扱い

税制上、補助金は消費税（地方消費税を含む。以下同じ）の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、課税事業者である補助対象者に消費税を含む補助金が交付された場合、当該補助対象者が消費税の確定申告を行うことで、補助事業に係る課税仕入れに伴う消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、原則として補助対象経費には消費税額を含めないこととします。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人である補助対象者
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として事業を行う補助対象者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

12. 個人情報の使用目的

本補助対象事業への応募に係る提出書類等により取得した個人情報は、以下の利用目的以外に利用することはありません。

- 本補助対象事業における補助対象事業者の審査・選考・事業管理のため
- 補助金事業の適正な執行のために必要な事務連絡、資料送付、効果分析等のため
- 応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため

13. アンケート調査について

本補助金の活用事業者等に対し、補助金を活用して取り組む事業やその効果等を把握するためのアンケート調査を実施することがございます（補助対象事業完了後のフォローアップ調査含む）ので、その際にはご協力をお願いいたします。なお、アンケートに際してご提供いただいた情報は、統計処理を行い、個人を特定できない形で公表する可能性があります。

14. その他

申請・補助対象事業者は、本公募要領や Web サイト等の案内にない細部については、事務局からの指示に従うものとします。